

役場福祉課から

「ときがわ町子ども・子育て会議」公募
委員の募集及び子育て支援への意見募集

町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間を対象期間とした「ときがわ町子ども・子育て支援事業計画 大きなあれ！」を平成27年3月に策定しました。

この計画の推進に当たっては、「ときがわ町子ども・子育て会議」を設置し、本計画の評価、改善を継続的に進め、子どもの保護者や関係者の意見を反映させていくこととしています。

また、計画事業の実施状況について、情報公開及び意見聴取が定められています。

つきましては、「ときがわ町子ども・子育て会議」の公募委員を募集するとともに平成27年度の事業内容に対する利用者の視点に立ったご意見を募集します。

「子ども・子育て会議」の
公募委員の募集

募集条件 次の事項のすべてに該当する方

① 町内に在住する小学校6年生までのお子さんを持つ保護者で、

子育て支援に関心のある方
② 町の附属機関の委員になつておらず、公務員の職にない方
③ 平日の日中に開催する会議に出席可能な方

募集人数 2名
応募期限 9月23日(金)
(郵送の場合も当日必着とします。)

任期 委嘱の日から平成30年3月31日まで

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参か郵送で応募してください。(必要事項の中に「ときがわ町の子育て支援について」をテーマで、ご自分の思いを記入していただく部分もあります。)

なお、応募用紙は、町ホームページからダウンロード、若しくは福祉課窓口で配布しています。

報酬等 本町の規定による。(会議に出席した場合のみ。会議は年1回開催予定。)

選考方法 応募者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

応募先

● 直接受付 福祉課窓口(土日祝日を除く、8時30分～17時15分の間)
● 郵送 〒3555・0395
ときがわ町大字玉川2490番地
福祉課児童福祉担当宛

平成27年度事業実施状況と
意見募集

事業計画実施状況の公表場所と方法

● 福祉課窓口及び行政サービスコーナーにて閲覧

● 町ホームページ (<http://town.tokigawa.lg.jp>)にて閲覧

意見募集期間 8月29日(月)～9月23日(金)

応募できる方 次の事項のいずれかに該当する方

● 町内に住所を有する方

● 町内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他団体

● 町内に勤務、通学する方

応募先 住所、氏名、電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法で福祉課児童福祉担当までご送付ください。様式は自由です。(氏名等の記入のないものは、お受けできませんのでご注意ください。)

● 直接受付 福祉課窓口及び行政サービスコーナー(土日祝祭日を除く、8時30分～17時15分の間)
● 郵送 〒3555・0395
ときがわ町大字玉川2490番地
福祉課児童福祉担当宛

● FAX 0493-65-3796
● メール jidou@town.tokigawa.lg.jp

その他 寄せられたご意見については、個別に回答はしませんが、とりまとめたものを「ときがわ町子ども・子育て会議」へ報告し、今後の事業計画実施や見直しを検討する際の参考とさせていただきます。

問い合わせ

役場福祉課(本庁舎2階)
TEL 65・0813(直通)



役場水道課から

ときがわ町水道をご利用の皆様へ

水道メーターを交換します

ときがわ町水道課では、計量法の規定による検定期間の満期が間近となる水道メーターを、**9月13日(火)から9月28日(水)の間(第一工区)**及び**10月13日(木)から10月26日(水)の間(第二工区)**に交換させていただきます。

交換の対象となるお宅に「水道メーター交換作業員」の腕章を着けた「ときがわ町指定給水装置工事事業者」が訪問し、交換作業を行います。在宅していただく必要はありませんが、留守中に敷地内に立ち入ることもありしますので、趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

なお、交換料金は無料です。
※交換の対象となるお宅には、後日個別の通知を送付させていただきます。

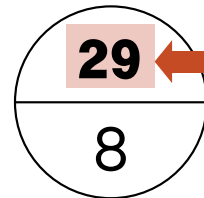
※1 第一工区

番匠、本郷、別所、田中、桃木、関堀、馬場、瀬戸元上、瀬戸元下、大附、西平、雲河原、大野、梶平の各地区

※2 第二工区

玉川、田黒、五明、日影の各地区

交換対象メーター



メーターの蓋の裏の部分に29と表示のあるものが対象です。

【お願い】

- 期間中は、メーターボックスの上に車や物を置かないでください。
- 犬は鎖でつないで、メーターに近づけないようお願いいたします。
- メーターボックス内に泥がたまっていたら、排出しておいてください。
- 交換作業は、細心の注意を払って行いますが、交換作業後、メーターボックス内の漏水等を発見した際には、至急水道課までご連絡ください。

問い合わせ

役場水道課(第二庁舎2階)
Tel 65-15555(直通)

役場総務課から

9月21日(水)～30日(金)の10日間

秋の全国交通安全運動を実施します

埼玉県内では自転車乗用中の交通事故が多く、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上が課題となっています。このことから、「自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)」を本県の重点とし、運動を実施します。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
5. 子どもはヘルメットを着用



埼玉県のマスコット
コバトン

自転車の安全利用について

家庭でのポイント

● 自転車も車両であることを認識し、交通ルールを守らない場合の危険性や事故を起こしたときの責任の重さなどについて話し合みましょう。

● 幼児や児童が自転車を運転するときは、幼児や児童を自転車に乗せるときは、ヘルメットを必ず着用させましょう。

● 幼児を乗せて自転車の三人乗りをするときは、必ず、安全性の基準を満たした幼児二人同乗用自転車を利用しましょう。

人も車も自転車も、交通ルールを守り、交通事故をなくしましょう。町では、小川地方安全協会など関係機関と協力し、街頭キャンペーンを実施いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ

役場総務課自治人権担当
(本庁舎2階)
Tel 65-0401(直通)

役場からの情報をお届けします...

やんぱトピックス